付録三　原産地申告の申告文

「この文書の対象となる産品の輸出者（認定番号（注釈1））は、別段の明示をする場合を除くほか、当該産品の原産地（国名（注釈2））が特恵に係る原産地であることを申告する。」

注釈1　括弧内に、認定輸出者の認定番号を記入する。

注釈2　括弧内に、当該産品の原産地を記入する。

附属書三（第六章関係）　留保に係る表

この附属書の付録一及び付録二は、それぞれ第五十七条に規定する日本国及びスイスの留保に係る表である。

付録一　日本国の留保に係る表

第一節　現行の措置

1　この表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関して日本国が付する留保について、第五十七条の規定に従って記載するものである。

(a)　第四十五条

(b)　第四十六条

(c)　第四十七条

2　この表に掲げる留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類又は国際産業分類の下で行われるものを、透明性の観点からのみ示す。

(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e)　政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。

(f)　措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。「措置」に規定する措置は、(i)この協定の効力発生の日に改正されており、継続しており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(g)　概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が1に規定する義務に適合しない点を記載する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付される第六章の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」がその他のすべての事項に優先する。

4　金融サービスについては、

(a)　日本国は、附属書六の第六条1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられない。このこととの関連において、証券会社は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び銀行は、当該関係法に従って認められる場合を除くほか、当該有価証券を取り扱うことを認められない。

(b)　サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくスイスの区域内において日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第四十四条(t)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。

5　航空運送サービスに関し、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置については、第四十三条2の規定により第六章の規定の適用範囲から除外されるので、この表には含まれない。

6　第四十六条に基づく義務に影響を及ぼすスペクトルの利用可能性に関する法令については、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書S／L／第九十二号）の別添六を考慮して、この表には含まれない。

7　この付録の規定の適用上、「JSIC」とは、総務省統計局が作成し、二千七年十一月六日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

一	
分野	農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、次節の十六の項で規定されているものを除く。）
小分野	
産業分類	JSIC　〇一　農業 JSIC　〇二　林業 JSIC　〇三　漁業（水産養殖業を除く。） JSIC　〇四　水産養殖業 JSIC　六三二四　農業協同組合 JSIC　六三二五　漁業協同組合、水産加工業協同組合 JSIC　八七一　農林水産業協同組合（他に分類されないもの）
留保の種類	内国民待遇（第四十七条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国の区域内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、次節の十六の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
二	
分野	自動車整備業
小分野	自動車分解整備業
産業分類	JSIC　八九　自動車整備業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第六章
概要	自動車分解整備事業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置し、その事業場の所在地を管轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。
三	
分野	事業サービス
小分野	
産業分類	JSIC　九一一一　職業紹介業 JSIC　九一二一　労働者派遣業
留保の種類	市場アクセス（第四十六条）
政府の段階	中央政府
措置	職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三章及び第三章の三 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二章 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四章 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第三章 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第五章及び第六章
概要	日本国内の企業に対し次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置し、及び、場合に応じ、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。 (a)　民間の職業紹介サービス（建設業務有料職業紹介サービスを含む。） (b)　労働者派遣サービス（港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業機会確保サービスを含む。） 職業安定法に基づいて権限のある当局の許可を受けた労働組合のみが、労働者供給サービスを提供することができる。